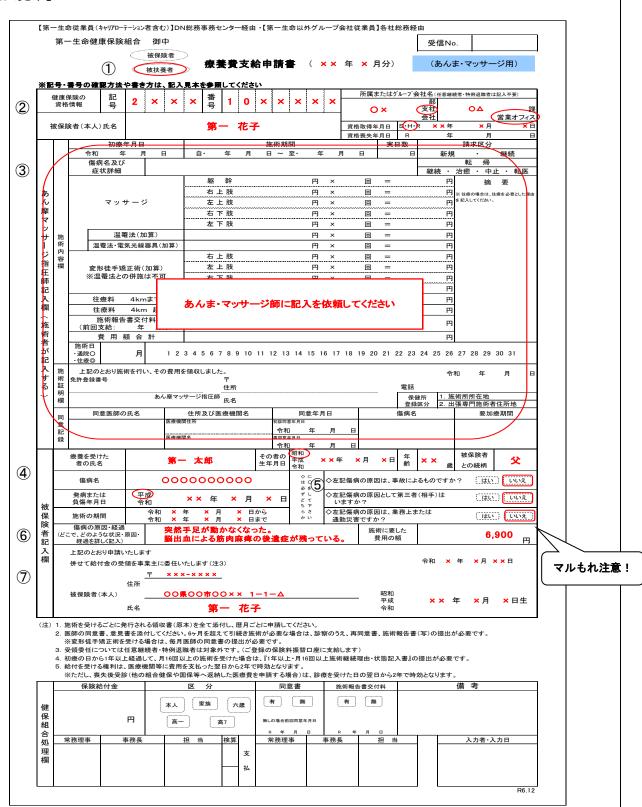
【記入見本】



添付書類

- ① 施術を受けるごとに発行される領収書すべて(原本)
 - → 暦月ごとに申請書を作成する。
- ② 医師の同意書または意見書(原本)
 - →医師が施術を認めた文書で、6ヶ月を超えて引き続き施術が必要な場合は 医師の診察のうえ、6ヶ月毎に再同意書も必要。
- ③ 再同意の際の施術報告書の写し
 - →医師の再同意にあたり、施術者が作成するもの
- ④ 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の原本(該当する方のみ)
 - →初療日から1年以上経過しており、1ヶ月間で16回以上施術を行っている場合は提出する
- ⑤ 往療料内訳書 (該当する方のみ)
 - →往療料を申請する場合は提出する

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
1	標題・施術年月	本人に関する申請時は"被保険者"に、家族の時は "被扶養者"に 〇 を付ける。 施術した年月を記入する。
2	健康保険の資格情報	健康保険証の記号番号等は、以下のいずれかで確認し記入する。 1.「マイナポータル」の健康保険証の資格情報 2.「資格情報のお知らせ」 3.「資格確認書」(交付対象者のみ) 被保険者氏名、所属、資格取得日、喪失している場合は資格喪失日(退職日の翌日等)を記入する。
3	あんま・マッサージ師記入欄	あんま・マッサージ師に記入の依頼をする。
4	傷病名・発病又は負傷年月日・施術 の期間	傷病名が不明の場合は、症状を記入する。
5	左記の原因は事故によるものです か?	交通事故・労災確認のため、はい又はいいえに○をする。
6	傷病の原因・経過・費用の額	傷病の原因を記入する。原因が不明の場合は、症状を記入する。 する。 申請する月の施術費用の合計額を記入する。
7	被保険者記入欄「上記のとおり申請 いたします」	本人が記入する。(記入日、住所、署名、生年月日)

Q&A

- Q 1. 継続して施術を受ける場合、医師の同意書または意見書はその都度必要ですか?
- A 1. 当該疾患での初回受診時は必要です。

また、6ヶ月を超えて引続き施術が必要な場合は、医師の診察のうえ、6ヶ月毎に 再同意書(原本)、施術報告書(写)の提出も必要です。

(変形徒手矯正術については1ヶ月毎の提出が必要です)

- Q 2. 施術者が記入する欄は、申請書とは別に施術内容の記載のあるものを添付していれば申請できますか?
- A 2. 申請書の内容が網羅されているものであれば、申請書に添付してご提出ください。